

# 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 3 次中間答申(平成 18 年 8 月 1 日))

## に対する意見

所属団名：(社)電子情報技術産業協会

住所：〒101-0062 千代田区神田駿河台 3 - 11

三井住友海上別館ビル

### コメント1

ページ	<p>(1)中継局ロードマップの具体化にむけて(P1～P8)</p> <p>中継局ロードマップに係る今後の対応のあり方</p> <p>1) 基本的な考え方</p> <p>ア 電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴する可能とすることを基本としてそれぞれの役割を果たしていくべきである。(P5)</p>
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 放送対象地域外、辺地共聴等も含んでアナログ放送時の視聴者は全て、放送がデジタル化された後も視聴可能にすることが基本的な考えに盛り込まれたことを評価する。</li><li>・ 今後は早期に実施されることを要望する。</li></ul>
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地上デジタル放送は、地上アナログ放送に代わる国民にとって重要な基幹メディアである。デジタル放送に代わっても、視聴者の利便性が損なわれることのないように考えるため。</li></ul>

コメント2

<p>ページ</p>	<p>(1)中継局ロードマップの具体化にむけて(P1～P8)</p> <p>中継局ロードマップに係る今後の対応のあり方</p> <p>1) 基本的な考え方</p> <p>ウ アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、地上波中継局(ハード)の整備を行なう者と放送番組(ソフト)の制作・編成を行なう者とが一致である「ハード・ソフト一致」の原則の下、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされるべきである。放送事業者の試算によれば、2006年4月現在、自助努力による対アナログ時カバー率は98%を超える見込みである。(P5)</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助努力による対アナログ時カバー率は98%を超える見込みとあるが、早急に対アナログ時カバー率100%を検討し、公表すべきである。</li> <li>・ その際、公的支援の有無、補完措置の活用も合わせて公表すべきである。</li> </ul>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在アナログ放送を視聴している全ての視聴者の不安を解消するために、一人一人の視聴者の受信方法を回答できるようにする必要がある。</li> </ul>

コメント3

<p>ページ</p>	<p>(1)中継局ロードマップの具体化にむけて(P1～P8)          中継局ロードマップに係る今後の対応のあり方          2) 放送事業者の「自助努力」では建設困難な中継局がある場合の対応          イ 地上放送の伝送手段としては、地上波中継局が最も効率的な手段であり、基本的には、デジタル放送の全国普及は地上波中継局によることが適当である。しかしながら、デジタル放送への全面移行の期限である2011年まで、あと5年という限られた期間であることに鑑みれば、中継局に加え、ケーブルテレビ、IP、衛星等、活用可能なあらゆる補完的伝送手段の活用が不可欠と考えられる。          (P6)</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯による「ワンセグ」サービスや車載用などの移動体受信が可能な中継局での整備を基本として要望する。</li> <li>・ やむを得ず補完措置を活用する場合は、その補完措置の選択理由を明示すると共に、「ワンセグ」サービスや移動体による受信ができない等、サービス内容を対象地域住民に理解を得ることが必要。</li> </ul>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上デジタル放送方式の特徴である「ワンセグ」サービスは災害時の正しい情報収集手段としての役割が大きいことと、車載用受信機での受信もデジタル放送ならではの高画質で受信可能なため、共にデジタル放送のメリットが多いものであるため。</li> <li>・ 補完措置の選択は、対象地域住民(視聴者)のニーズを第一に考え、視聴者の不安及び不満を解消しておくことが重要なため。</li> </ul>

コメント4

<p>ページ</p>	<p>(1)受信機の普及等について(P24～P33)</p> <p>受信機の普及に向けた今後の対応</p> <p>1)アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方について</p> <p> )地上デジタル放送の認知度の向上に伴い、相談件数が飛躍的に増加するとともに、相談内容の専門化が進展している。こうした状況に対応し、これまで、販売店、メーカー等各機関に委ねられていた相談対応を組織化し、より効率化するとともに、個々の視聴者に対するきめ細かい対応が可能となる体制を整備すべきである。(P33)</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上デジタル放送の普及に対して、受信相談体制の拡充を図ることは重要であり賛同する。</li> <li>・ なお、関係機関の役割の明確化と協力体制を早期に公開して頂きたい。地域事情に応じた相談体制が必要である。</li> </ul>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視聴者の不安を解消するために、必要不可欠なものである。</li> </ul>

コメント5

<p>ページ</p>	<p>(1)受信機の普及等について(P24～P33)          受信機の普及に向けた今後の対応          2)デジタル受信機の多様化・低廉化に係る対応のあり方          ア アナログ受信機の製造に係る米国等諸外国の施策と、その形成過程における議論も踏まえた上で、2007年7月を目処に、さらに「シール貼付」に加え、追加的な処置を講ずべきか否かを検討し、結論を得るべきであるとする。(P33)</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「シール貼付」に加えての追加的な措置の策定検討に当たっては、受信機メーカーの意見が十分に反映される形で進めて頂きたい。</li> </ul>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加措置の策定検討には、デジタル受信機の開発動向が不可欠であり、受信機メーカーに大きく関わる内容であるため。</li> <li>・ アナログ受信機全体の状況についても把握しておく必要があるため。</li> </ul>

コメント6

<p>ページ</p>	<p>(1)受信機の普及等について(P24 ~ P33)          受信機の普及に向けた今後の対応          2)デジタル受信機の多様化・低廉化に係る対応のあり方          イ デジタル受信機については、複数の機能が規格化されているところではあるが、受信機に搭載する機能の選択については、市場のニーズと、これを踏まえた商品企画上の判断に委ねられるべきである。(P33)</p>
<p>意見</p>	<p>基本的に賛同するが、現時点でデジタル放送のメリットとして訴求している内容が製品によっては視聴できない場合があることも、同時に周知していく必要がある。</p>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な受信機が存在することは、消費者の選択の幅を広げることになるため。</li> <li>・ 製品によって視聴可能なコンテンツが異なることを周知していくことで消費者の混乱を防止することができるため。</li> </ul>

コメント7

<p>ページ</p>	<p>(2)デジタル放送における著作権保護方式のあり方(P34～P44)</p> <p>今後の対応について</p> <p>イ 現在、デジタル放送の全ての番組は、「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その結果状況を公表すること(P42)</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011年のデジタル放送への全面移行を実現するために必須の対応である。</li> <li>・ 消費者の利便性向上のため、12月を待たず早期結論を得ることを望む。</li> </ul>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の「コピーワンジェネレーション」の取り扱いでは、消費者に対する利便性が、アナログ放送より劣ることになりデジタル受信機の普及を進めていくことは困難になるため。</li> <li>・ 地上デジタル放送は、本年12月から全国で放送されるが、消費者の受信機購入に対する不安解消のため、早期結論が必要</li> </ul>

コメント8

<p>ページ</p>	<p>(2)デジタル放送における著作権保護方式のあり方(P34～P44)</p> <p>今後の対応について</p> <p>カ 当審議会としては、行政として、放送事業者、受信機メーカーのみならず、著作権に係る行政、消費者、権利者等幅広い関係者の参加を得た、上記のような多角的な検討に相応しい適切な場を設定することを、併せて要請するものである。(P44)</p>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多角的な検討の場の設定に関しては賛成する。</li> <li>・ 視聴者目線での議論と早期結論を得ることを望む。</li> </ul>
<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011年の確実なデジタル放送への全面移行を実現するために、視聴者の理解を得ることは重要であるため。</li> </ul>